

ほけかんだより インフルエンザについて

2024年12月 保健管理センター

インフルエンザ療養期間

インフルエンザは学校保健安全法の第二種学校感染症に定められています。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

は出席停止とされ、出席停止期間が過ぎるまでは自宅療養してください。



発症日 発熱期間	発症後5日かつ解熱後2日は出席停止							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日間	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登校可能	登校可能
2日間	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可能	登校可能
3日間	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	登校可能
4日間	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

※ 症状が継続する等、出席停止期間がわからない場合は、受診した病院でご確認ください。

手続きについて

- ・ 学芸ポータルの「学生向けFAQ ⇒ 公欠について」を必ずご確認ください。
- ・ 出席停止の措置を受けた場合には、療養期間経過後、『医療機関等の診断書』、『出席停止に係る意見書』、『医療機関による検査結果書』のいずれかを添付し、公欠届を期間経過後一週間以内に**学務課**に提出し、確認を受けた後、**当該授業の担当教員**に提出してください。

感染対策

インフルエンザの感染を広げないためには、一人ひとりが「かからない」「うつさない」対策をすることが大切です。また、重症化の予防にはワクチン接種も有効です。

手洗い



手を洗おう

室内の換気



換気しよう

湿度を50-60%に保つ



咳エチケット



マスクをしよう